省　令

○厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「水痘」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　侵襲性肺炎球菌感染症

十六　水痘

第四条第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　侵襲性髄膜炎菌感染症

十一　侵襲性肺炎球菌感染症

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。

2　施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に係る法第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一五

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表沖縄県の項中「石垣市字真栄里東原五九六　大阪航空局石垣空港出張所」を「石垣市盛山二二二の七二　大阪航空局石垣空港出張所」に、「石垣市字真栄里東原五九六の二」を「石垣市盛山二二二の七二」に、「石垣市字真栄里東原六六八」を「石垣市盛山二二二の二八二」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年十一月一日」の下に「、大阪航空局石垣空港出張所、那覇航空測候所石垣空港出張所及び石垣航空基地に係るものにあつては平成二十五年三月七日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、9の次に次のように加える。

10　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年二月二十六日から施行する。